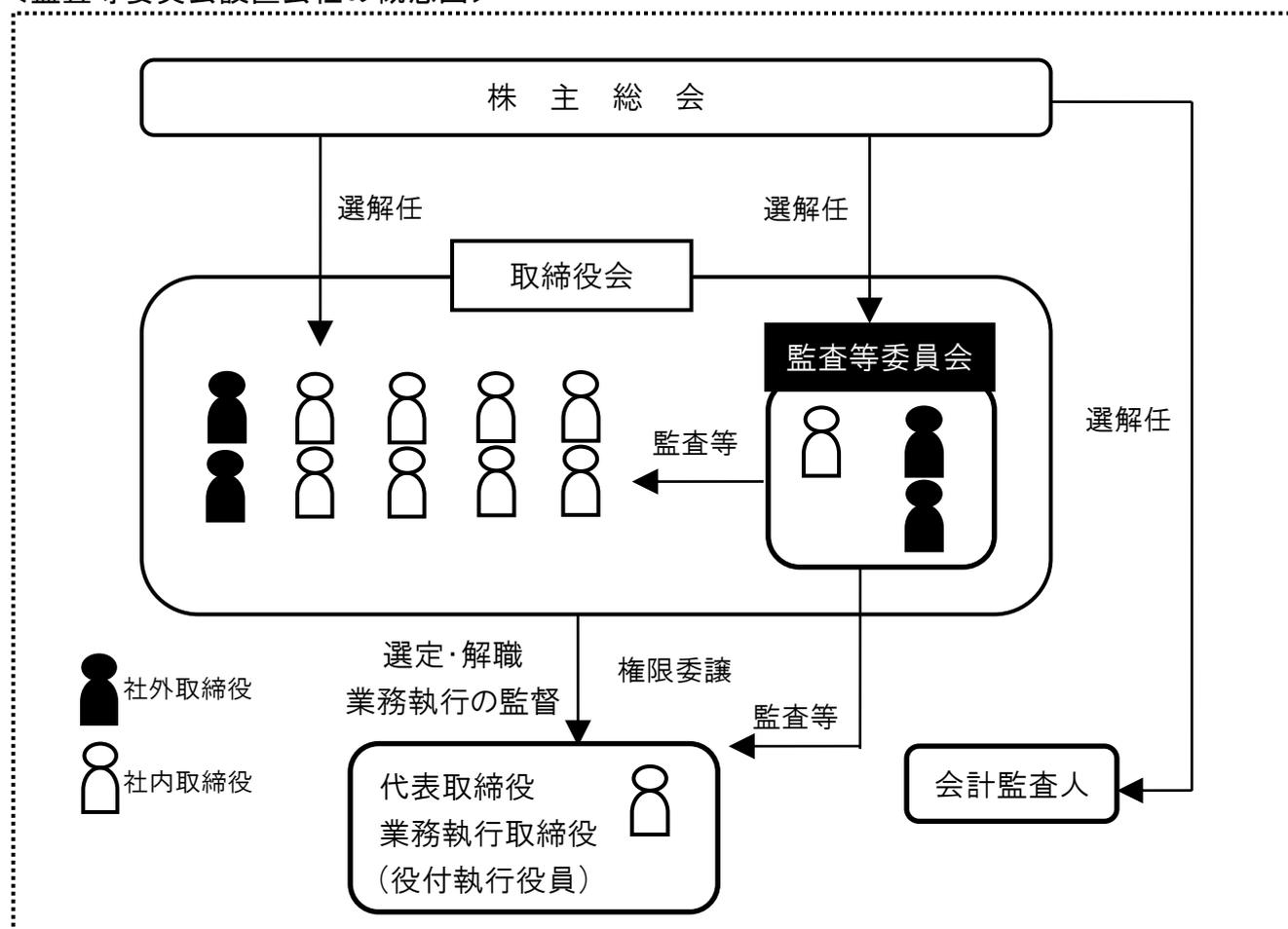


## 経営機構の見直しの概要について

### 1. 監査等委員会設置会社への移行

- 「監査等委員会設置会社」は、2015年5月1日に施行された改正会社法により、新たに設けられた企業統治形態の一つ。
- 従来の「監査役会設置会社<sup>※</sup>」における「監査役会（監査役）」の代わりに、取締役会の中に「監査等委員会（3名以上の取締役から構成され、かつその過半数が社外取締役であることが条件）」を設置するもの。
- 監査等委員である取締役は、取締役会の構成員として議決権を持ち、監査機能を担いつつ、取締役の人事（指名・報酬）に関与することで、経営の透明性・公平性の向上と監督機能の強化を図ることができる。
- また、「監査等委員会設置会社」では、重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することができるため、取締役会の決定を待たずに、迅速かつ機動的な意思決定および業務執行が可能となる。一方、取締役会は経営方針・戦略の決定や業務執行の監督に専念することができる。

#### <監査等委員会設置会社の概念図>

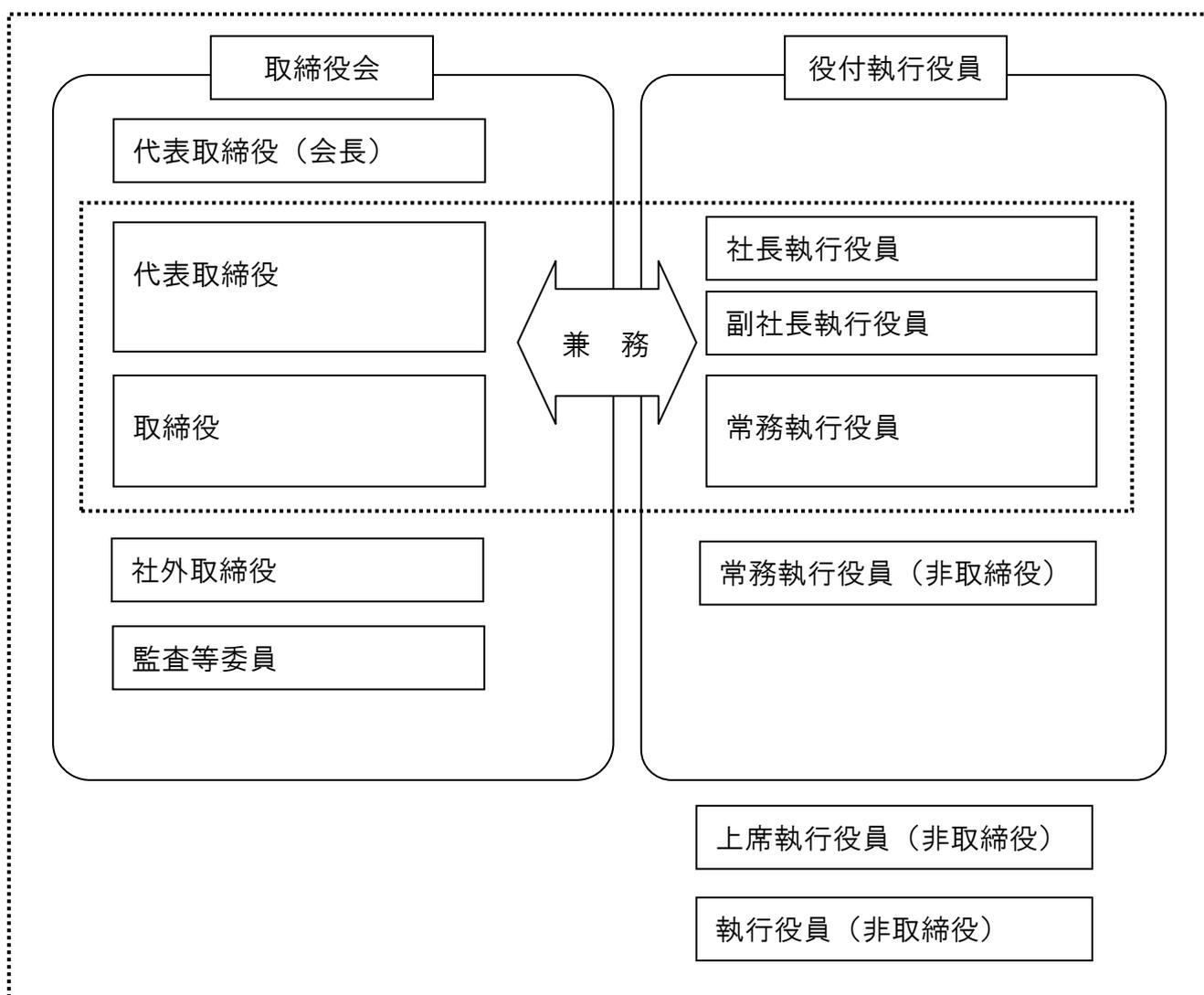


※「監査役会設置会社」は、取締役会の外に「監査役会」を置く企業統治の形態。  
 当社は現在、「監査役会設置会社」を導入している。

## 2. 役付執行役員の新設

- 「監査等委員会設置会社」への移行を見据え、「経営」と「執行」の役割分担をより明確に区分し、迅速かつ機動的な業務執行を行うため、新たに役付執行役員（「社長執行役員」、「副社長執行役員」、「常務執行役員」）を新設し、これらの役付執行役員が業務執行を担う体制とする。
- 取締役のうち、業務執行において重要な役割を担う者は、役付執行役員を兼務する。
- なお、取締役会で選任された執行役員が会社方針に基づく一定範囲の個別業務執行を担う「執行役員制度」は、現行のまま維持する。

### <取締役と執行役員の関係図>



以 上